

叙勲受章おめでとうございます



▼旭日双光章

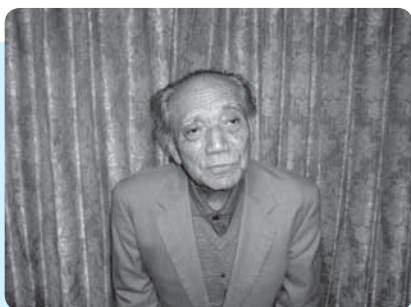
岩上 幸二氏(東2丁目)

氏は、幸手町議会議員、市議会議員として、幸手市文教厚生常任委員会委員長、総務常任委員会委員長を歴任されるなど、長年にわたり市の発展と振興に寄与されました。

▼瑞宝双光章

山田 隆清氏(東1丁目)

氏は、警視庁の本部・警察署において、地域、機動隊、交通捜査などの職務に従事され、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。



▼瑞宝双光章

吉田 哲雄氏(西関宿)

氏は、吉田第二小学校、吉田小学校学校薬剤師、吉田幼稚園園薬剤師として、長年にわたり健康的な学習環境の確保、学校環境衛生の維持管理の向上に寄与されました。

▼瑞宝単光章

熊倉 虎三氏(香日向3丁目)

氏は、警視庁の本部・警察署において、地域、交通規制、交通機動隊、都市交通対策課などの職務に従事され、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。



▼瑞宝単光章

瀬田 叔孝氏(東1丁目)

氏は、警視庁の本部・警察署において、警護課、機動隊、第二自動車警ら隊などの職務に従事され、長年にわたり都民の安心・安全の確保に寄与されました。

人権それは愛

同和問題の解決に向けて

毎年12月4日から10日までは「人権尊重社会をめざす
県民運動強調週間」です。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された
1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10
日までを人権週間と定めています。

同和問題とは、歴史上人為
的に作られてきた身分制度な
どに起因するもので、同和地
区の出身であることを理由
に、結婚を反対されたり、就
職や日常生活の上でさまざま
な差別を受けたりする重大な
社会問題です。

「同和問題は過去のもの」
「放っておけば自然になくな
るもの」という考え方があり
ます。本当にそのとおりなの
でしょうか？

現在でも、不動産の売買の
際に同和地区の物件を避けよ
うとした事件が発生していま
す。

これは、事件の当事者だけ
でなく、同和地区を避けよう

とする私たち自身の意識や無
関心が問題になっているとい
えます。自分では差別をして
いるつもりがなくても、差別
の解決を妨げる原因の一つに
なっています。

同和問題は、今もなお存在
しているのです。

同和問題をはじめとしたさ
まざまな人権問題の解決のた
めには、正しい知識を持って
行動することが必要です。

私たち自身の人権に対する
意識や感覚が問われています。
一人ひとりが、このこと
を強く認識し、すべての人が
平等で明るく幸せに暮らすこ
とのできる社会の実現に向け
て努力していきましょう。

「みんなで築こう 人権の世紀」 — 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心 —

人権相談所開設のお知らせ

と き 12月11日(木)午前10時～午後3時

ところ 市役所第二庁舎2階第1会議室

相談担当者 法務省人権擁護委員

内 容 ・虐待やいじめなどの子どもの人権
・離婚などの家庭内のもめごと
・騒音やいやがらせなどの近隣とのトラブル
・同和問題
・職場や家庭における男女差別などの相談

この相談日のほか、市では毎月第2木曜日、さいたま地方法務局久喜支局(久喜市本町4丁目5番28号 (21)0215)では毎週月・木曜日(午前9時～午後4時)にも、随時ご相談をお受けしていますのでご利用ください。

問合せ 人権推進課 (43)1111 内線 162・FAX(44)0257

社会保険料控除の所得参考資料の郵送

平成26年中に納付した国民健康保険税、65歳以上の人の介護保険料および後期高齢者医療保険料は、平成26年分の所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、「社会保険料控除」の対象となります。平成27年1月下旬に「平成26年所得申告参考資料」を郵送しますので、申告の資料として使用してください。

なお、65歳以上の人は、普通徴収の人にのみ郵送します。特別徴収(年金天引き)の人には、平成27年1月下旬に日本年金機構などから郵送される「公的年金の源泉徴収票」を申告の資料として使用してください。

問合せ

○国民健康保険税について

納税課 (43)1111 内線 152・FAX(43)1125

○介護保険料について

介護福祉課 (42)8444・FAX(43)5600

○後期高齢者医療保険料について

保険年金課 (43)1111 内線 147・FAX(43)1125

障害者控除対象者認定書の交付

要介護認定を受けている人は、申請をすることで「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

この認定書は、所得税確定申告または市・県民税の所得申告の際に、本人またはその扶養者の申告の資料として使用してください。

受 付 平成27年1月5日(月)から

対 象 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人

※身体障害者手帳などを取得している人は除く

申 請 申請書に必要事項を記入の上、直接介護福祉課へ

※申請書は介護福祉課で配布しています。

※所得税や市・県民税が非課税の人は、申請をする必要はありません。

問合せ 介護福祉課 (42)8444・FAX(43)5600